

日田市国民保護計画

令和5年2月

大分県日田市

第1編 総論

第1章	市の責務、計画の位置づけ	1
1	市の責務	
2	計画の位置づけ	
第2章	計画の目的等	1
1	計画の目的	
2	国民保護計画の構成	
3	地域防災計画との整合性の確保	
4	国民保護計画の見直し、変更手続	
第3章	国民保護計画が対象とする事態	3
1	武力攻撃事態	
2	緊急処理事態	
3	NBC攻撃	
第4章	国民保護措置に関する基本方針	8
第5章	関係機関の事務又は業務の大綱等	9
1	県	
2	市	
3	指定地方行政機関	
4	自衛隊	
5	指定公共機関及び指定地方公共機関	
第6章	日田市の地域特性	12
1	地勢	
2	土地利用等社会的条件	
3	人口分布	
4	道路の位置等	
5	気候	
6	鉄道	

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	15
第1	市における組織・体制の整備	
1	市の各部課における平素の業務	
2	市職員の参集基準等	
第2	関係機関との連携体制の整備	
1	基本的考え方	
2	県との連携	

3	近隣市町村との連携	
4	指定公共機関等との連携	
5	ボランティア団体等に対する支援	
第3	通信の確保	
1	情報ネットワークの充実	
2	非常通信体制の整備	
3	市における通信の確保	
第4	情報収集・提供等の体制整備	
1	基本的考え方	
2	警報等の通知に必要な準備	
3	警報等の伝達に必要な準備	
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
5	被災情報の収集・報告に必要な準備	
第5	研修及び訓練	
1	基本的考え方	
2	研修	
3	訓練	
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	25
1	避難に関する基本的事項	
2	救援に関する基本的事項	
3	運送事業者の運送力・運送施設の把握等	
4	交通の確保に関する体制等の整備	
5	避難施設の指定	
6	市における避難及び救援に関する平素からの備え	
第3章	生活関連等施設の把握等	29
第1	生活関連等施設の把握等	
1	生活関連等施設の把握	
2	市における平素からの備え	
第2	市が管理する公共施設等における警戒	
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	31
1	基本的な考え方	
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	
3	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
4	市及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	
5	各家庭、職場での備蓄	

第5章	国民保護に関する啓発	32
1	基本的な考え方	
2	啓発の方法等	
3	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	
4	市における国民保護に関する啓発	

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	34
1	基本的考え方	
2	緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	
3	市国民保護対策本部に移行する場合の調整	
4	市における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	

第2章	市国民保護対策本部の設置等	36
1	市国民保護対策本部の設置	
2	市国民保護対策本部長の権限	
3	通信の確保	

第3章	関係機関相互の連携	45
1	県の対策本部との連携	
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め方等	
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
6	市の行う応援等	
7	ボランティア団体等に対する支援等	
8	住民への協力要請	

第4章	警報及び避難の指示等	50
第1	警報の通知及び伝達等	
1	警報の通知等	
2	警察への警報の伝達の協力	
3	市長の警報伝達の基準	
第2	避難の指示等	
1	基本的考え方	
2	避難措置の指示の通知・伝達等	
3	避難の指示	
4	市長の避難の指示の伝達	
5	国の対策本部長による利用指針の調整	
6	避難措置の指示の解除等	

第3章	武力攻撃事態等に応じた避難の方法等	
1	基本的考え方	
2	武力攻撃事態等に応じた避難の態様	
3	避難の形態と避難方法	
4	避難にあたって配慮する事項	
5	避難住民の誘導等	
6	市が定める避難実施要領	
7	避難所等における安全確保等	
8	動物の保護等に関する配慮	
第5章	救援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
1	救援の実施	
2	関係機関等との連携	
3	救援の内容	
4	救援の際の物資の売渡し支援等	
第6章	安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・	68
1	基本的考え方	
2	安否情報の収集等	
3	県に対する報告	
4	安否情報の照会に対する回答	
5	日本赤十字社に対する協力	
6	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	
第7章	武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・	72
第1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方等	
1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	
2	武力攻撃災害の兆候の通報	
第2	生活関連等施設の安全確保等	
1	生活関連等施設の安全確保	
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	
第3	武力攻撃原子力攻撃災害及びNBC攻撃による災害への対処等	
1	基本的考え方	
2	武力攻撃原子力災害への対処	
3	NBC攻撃による災害への対処	
第4	応急措置等	
1	事前措置等	
2	緊急通報の発令	
3	退避の指示	
4	警戒区域の指定	
5	応急公用負担等	

6 武力攻撃災害への対処措置に関する要請と安全確保

7 消防に関する措置等

第8章 被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

1 被災情報の収集

2 被災情報の報告

3 情報の提供

4 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

第9章 保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

1 保健衛生の確保

2 廃棄物の処理

3 文化財の保護

第10章 国民生活の安定に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

1 生活関連物資等の価格安定

2 避難住民等の生活安定等

3 生活基盤等の確保

第11章 交通規制・・ 88

1 交通状況の把握

2 交通規制の実施

3 緊急通行車両の確認

4 交通規制等の周知徹底

5 緊急通行路確保のための権限等

6 関係機関との連携

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

2 赤十字標章等

3 特殊標章等

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧・・ 93

1 基本的考え方

2 ライフライン施設の応急の復旧

3 輸送路確保に関する応急の復旧等

第2章	武力攻撃災害の復旧	94
1	基本的考え方	
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	94
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	
4	救援に関する支弁	
5	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	
第4章	国民の権利利益に関する文書の保存	96
第5編	緊急対処事態への対処	97
1	緊急対処事態	
2	市緊急対処事態対策本部	
3	緊急対処事態保護措置の実施	

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ

1 市の責務

(国民保護法第3条 国、地方公共団体等の責務)

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び大分県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の位置づけ

(国民保護法第35条 市町村の国民保護に関する計画)

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、国民保護計画を作成する。

第2章 計画の目的等

1 計画の目的

(国民保護法第16条 市町村の実施する国民の保護のための措置)

(国民保護法第35条 市町村の国民の保護に関する計画)

この計画は、国民保護法第35条の規定に基づき、次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

- (1) 市内区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する国民保護措置に関する事項
- (3) 国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項

2 国民保護計画の構成

国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めるものとし、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態における対処資料編

3 地域防災計画等との整合性の確保

市においては、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づき、日田市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。地域防災計画は、この計画とは、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法については、国民保護措置と共通する部分が多い。また、発生した事態に効果的に対応するためには、体制の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。このようなことから、この計画は、地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。また、この計画に定めのない事項については、地域防災計画等の例による。

4 国民保護計画の見直し、変更手続

（国民保護法第 35 条 市町村の国民の保護に関する計画）

（国民保護法第 39 条 市町村協議会の設置及び所掌事務）

(1) 国民保護計画の見直し

国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 国民保護計画の変更手続

国民保護計画の変更にあたっては、計画策定時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しないものとする。

第3章 国民保護計画が対象とする事態

この計画においては、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

1 武力攻撃事態

(1) 着上陸侵攻

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・船舶による場合 沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい ・航空機による場合 沿岸部に近い空港が攻撃目標になりやすい ・国民保護措置の実施地域 広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定 ・被害 爆弾、砲弾による家屋、施設の破壊、火災など 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前準備が可能であり先行避難が必要 ・広域避難の混乱発生防止のため、対策本部長の調整のもと、避難経路の確保、交通規制の実施 ・都道府県の区域を越える避難の場合は、対策本部長は、関係都道府県知事から意見を聴き、国の方針として具体的な避難先地域等について避難措置の指示を実施 ・国、地方公共団体は、速やかな避難のために輸送力を確保 ・避難生活の長期化を想定して食品等救援物資が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の整備

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な被害の発生の可能性 ・都市部の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設への注意が必要 ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある（生活関連等施設の被害） ・NBC兵器やダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）が使用されることも想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われる地域の今後の推移の予測等を踏まえ、要避難地域の住民の速やかな避難 ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全な措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が「必要」 ・都道府県知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、住民の危険防止のための緊急通報の発令、都道府県知事及び市町村長による退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置

(3) 弾道ミサイル攻撃

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・発射段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間で着弾 ・弾頭の種類(通常弾頭、NBC弾頭)を着弾前に特定するのが困難 ・弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる ・通常弾頭の場合、被害は局限され、家屋、施設の破壊、火災等を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要 ・発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置の指示を実施 ・当初は屋内避難を指示、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・避難は屋内避難が中心で、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地下施設等に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難

(4) 航空攻撃

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難 ・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標 ・被害は、家屋破壊、火災など 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃の目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示の必要 ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地下施設等に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、ほかの安全な地域への避難 ・生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害の発生・拡大の防止が必要

2 緊急処理事態

緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

項目	類型別	形態	主な被害の概要
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	・原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等の放出、汚染された飲食物等の摂取により被ばくする
		・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災による住民への被害や社会経済活動への支障が生ずる
		・危険物積載船への攻撃	・危険物の飛散による住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等による社会経済活動への支障が生ずる
		・ダムの破壊	・下流域へ及ぼす被害は、多大なものとなる
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	・大規模集客施設の爆破 ・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

項目	類型別	形態	主な被害の概要
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による被害は、爆弾の破片等による被害並びに熱及び炎による被害等である ・放射線によって後年ガンを発症することもある
		・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・人に知られることなく散布が可能であり、被害の態様は生物剤によって異なる ・人を媒体とする生物剤の場合は、二次感染による被害の拡大が考えられる
		<ul style="list-style-type: none"> ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気の有無等その性質は、化学剤によって異なる ・被害の範囲は、地形、気象等により変わる
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> ・爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

3 NBC攻撃

NBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。）は、特殊な対応が必要であり、留意点等については、次に定めるとおりである。

(1) 共通の留意点

- ・ 内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、被災者の救助、医療体制の確保及び汚染地域の範囲の確定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる。
- ・ 消防機関、都道府県警察は、それぞれの攻撃に応じた防護服を着用して、除染、救助等を実施
- ・ 関係機関は、建物への立入制限、交通規制、給水制限、飲食物の摂取制限及び警戒区域の設定等の措置を講ずる。
- ・ 避難住民誘導の際は、風下方向は避け、皮膚の露出を極力抑えさせる
- ・ 外気からの密閉性の高い屋内の部屋等への避難
- ・ 特有の感染症等の診断・治療技術等に関する研究や教育研修の推進により医療関係者の対応能力の向上を図る
- ・ 国は、診断、治療に関する専門家の派遣、医薬品の提供等の支援を速やかに実施

(2) 核兵器等の場合

- ・ 避難誘導に当たり、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制
- ・ 汚染の疑いある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等による内部被ばくを防止
- ・ 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域は、堅ろうな建物、地下施設等に避難し、状況に応じ、放射線の影響を受けない安全な地域への避難誘導
- ・ 医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣
- ・ 被ばく患者に対する汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施
- ・ 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切に実施

(3) 生物兵器の場合

- ・ 人に知られることなく散布が可能、二次感染の拡大防止が課題
- ・ 国を中心とした一元的情報収集及びサーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域の特定
- ・ 感染源となった病原体の特性に応じた医療活動の実施、感染者の入院、治療によるまん延防止
- ・ 国民に必要なワクチン接種とそれに関する情報についての広報
- ・ 医療関係者に対する天然痘等のワクチン接種等所要の防護措置の実施

(4) 化学兵器の場合

- ・ 迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大防止措置の迅速な実施
- ・ 早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送する等、化学剤の特性に応じた救急医療の実施

第4章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃等において、国民保護法その他の法令、基本方針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力するとともに、以下の点を基本とし、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

1 基本的人権の尊重

(国民保護法第5条 基本的人権の尊重)

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

(国民保護法第6条 国民の権利利益の迅速な救済)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

(国民保護法第8条 国民に対する情報の提供)

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

(国民保護法第3条 国、地方公共団体等の責務)

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

(国民保護法第4条 国民の協力等)

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

(国民保護法第7条 日本赤十字社の自主性の尊重等)

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

(国民保護法第9条 留意事項)

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

(国民保護法第22条 安全の確保)

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第5章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1 県

(国民保護法第11条 都道府県の実施する国民の保護のための措置)

機関の名称	事務又は業務の大綱
大分県	(1) 大分県国民保護計画の作成に関すること (2) 大分県国民保護協議会の設置、運営に関すること (3) 大分県国民保護対策本部及び大分県緊急対処事態対策本部の設置、運営に関すること (4) 組織の整備、訓練に関すること (5) 警報の通知に関すること (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置に関すること (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること (9) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること (10) 交通規制の実施に関すること (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること

2 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
日田市	(1) 日田市国民保護計画の作成に関すること (2) 日田市国民保護協議会の設置、運営に関すること (3) 日田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関すること (4) 組織の整備、訓練に関すること (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること (7) 退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災者の救助、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 (4) 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 普通財産の無償貸付 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
九州厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
大分労働局	(1) 被災者の雇用対策
九州農政局	(1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給

指定地方行政機関（つづき）

九州経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害時の応急対策 (2) 危険物等の保全
九州地方整備局	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 (2) 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設及び車両の安全保安
福岡管区气象台	(1) 気象状況の把握及び情報の提供
九州地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	(1) 武力攻撃事態等における侵害の排除 (2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	(1) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除をむ。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	(1) 避難住民の運送及び緊急物資の運送 (2) 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	(1) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	(1) 電気の安定的な供給
ガス事業者	(1) ガスの安定的な供給
郵政事業を営む者	(1) 郵便の確保
病院その他の医療機関	(1) 医療の確保
道路の管理者	(1) 道路の管理
日本赤十字社	(1) 救援への協力 (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

第6章 日田市の地域特性

1 地 勢

日田市は大分県の西部に位置し、福岡・熊本県と境をなし、東は九重山系、北は英彦山系、南は阿蘇山系、西は耳納山系に四方を囲まれた盆地地形である。

○日田市内における極所の経緯度

方位	地名	経緯	方位	地名	経緯
東	天瀬町 (一手野)	131° 05' 26	南	上津江町 (南雉谷)	33° 01' 23
西	前津江町 (柚木)	130° 49' 29	北	岳滅鬼山	33° 27' 28

○日田市の面積，広ぼう，海拔及び周囲

面積	広ぼう		海 抜		周 囲
	東 西	南 北	最高地	最低地	
666.03 km ²	24.88km 天瀬町 (一手野) ～ 前津江町 (柚木)	48.63km 上津江町 (南雉谷) ～ 岳滅鬼山	1,231m 釈迦ヶ岳	38.0m 夜明関町	171.7km

(1) 地形の特徴

ア 山 地

日田市の山地は、釈迦岳、英彦山など高度1,200m程度の山峰で代表される。いずれも、主に新第三紀に形成された古い火山地域である。

イ 平 地

日田市内の平地は、極めて少なく一番低い海拔80m～100m付近の盆地底部は、三隈平野があり、段丘より切り離された日隈・月隈・星隈の残丘がある。

ウ 河 川

日田市内の河川は、筑後川水系筑後川、大山川、玖珠川、花月川を代表される。それぞれに合流する支川が多数存在しており全てが三隈川に合流し、西流しながら筑後平野を貫流して有明海に注いでいる。

エ 湖 沼

日田市内の湖沼は、千倉ダム、萩尾溜池、田代溜池などがあり、農業用水に利用されている。また、大山町には多目的の松原ダム、大山ダム、中津江村には下釜ダム、福岡県との境には水力発電用の夜明ダムがある。

(2) 市の特徴

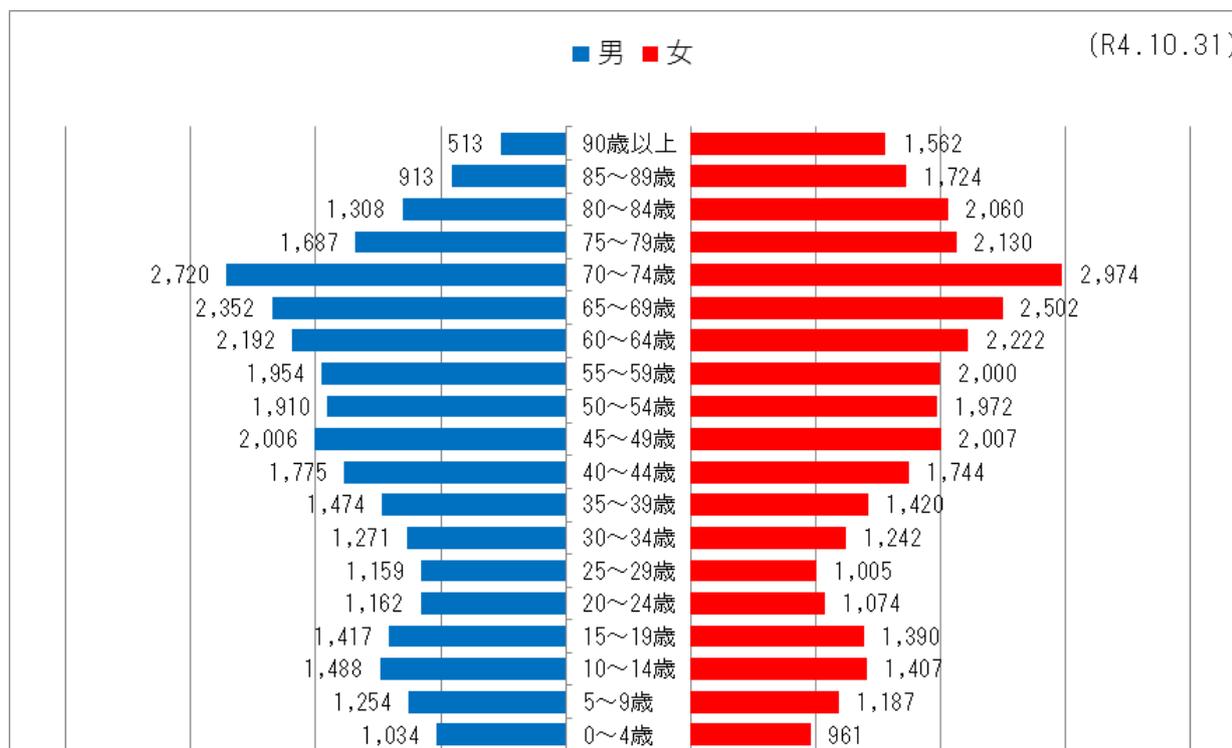
有事の際には、ダム及び浄水場などの国民生活に関連する施設は、攻撃目標とされる可能性がある。本市には市街地を流れる三隈川を利用した上野浄水場があり、上流域には下釜ダム、松原ダム及び大山ダムが位置する。

2 土地利用等社会条件

日田市は、平地が極めて少なく総面積 66,603ha のうち 83% (55,039ha) を林野が占めている。耕地は約 5% (3,350ha) であり、耕地の 53.4% (1,790ha) が水田、46.5% (1,560ha) が畑等に利用されている。

3 人口分布

人口分布は、令和 4 年 10 月 31 現在、62,172 人、27,128 世帯が在住していて、の中心市街地に全人口の約 8 割が集中している。人口の年齢構成については、年少人口割合 (0~14 歳) 11.8%、生産年齢人口割合 (15~64 歳) 52.1%、老年人口割合 (65 歳以上) 36.1%となっている。



4 道路の位置等

日田市内の道路網については、東西に 210 号、386 号、442 号が横断、南北に 211 号、212 号、387 号が縦走しており、これらの国道と 24 本の県道を軸として構成されている。

(1) 一般道路

日田市内の一般道路は、実延長 1556.5km で、国道 106.9km、県道 272.3km、市道 1177.3km となっている。

(2) 高規格道路

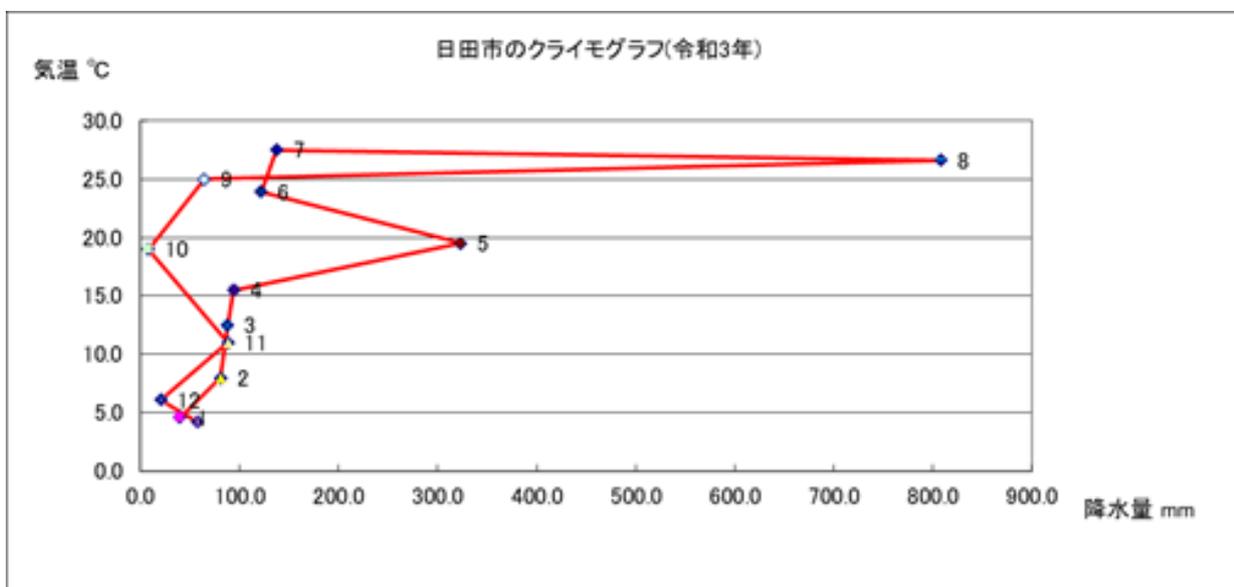
佐賀県鳥栖市を起点として大分市に至る延長 257km の高速道路である。日田市市内区間は、約 22km であり全線供用されている。

5 気 候

日田市は地理的にほぼ九州の中央部に位置しているため、内陸型気候といわれている。周辺に中小河川が縦横に走っていることと、放射熱が夜間急激に上空に飛散するため、濃い霧の発生をみることが多い。内陸特有の性質から夏冬と昼夜の気温差が大きく、また夏季は雷の発生が多い。風は地形の影響で西又は西北西の風が多く風速は比較的弱い。年平均気温は平地部で約 15.4℃、年間降水量は 1,810.4 mm（西部の前津江町では 2,853 mm）、年平均湿度は 74.0%で比較的温暖多湿の気候といえる。

気温と降水量【実績及び平年値(1991年～2020年)】

	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均 年合計
		気温	R3 平年値	4.6 4.2	8.0 5.6	12.5 9.2	15.5 14.5	19.5 19.4	23.9 23.0	27.5 26.8	26.6 27.4	25.0 23.6	19.0 17.6	11.0 11.6
降水量	R3 平年値	40.0 64.6	81.0 81.4	88.0 122.9	94.0 128.1	323.5 150.0	122.0 352.1	137.5 376.9	808.0 189.1	64.5 178.7	8.0 87.4	88.5 81.5	20.5 63.6	1875.5 1876.3



6 鉄 道

J R九州の久大本線があり、本市の西側と隣接する福岡県うきは市、東側は大分県玖珠町と繋がっている。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

1 市の各部課における平素の業務

(国民保護法第41条 組織の整備)

市の各部課は、第3編第2章1(3)による担当業務について体制の整備等、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

2 市職員の参集基準等

(国民保護法第41条 組織の整備)

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、当直等の体制を整備するなど速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

この際、常備消防機関、警察及び自衛隊との連携を図るとともに、市の国民保護担当職員は、時系列に基づいた情報を収集して初動事務に当たるものとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①緊急事態連絡準備室体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の服務基準

市は、各体制に応じて、参集した職員の行うべき所掌事務を第3編第2章1(3)で定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において交代要員等を確保する。

(8) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(9) 国民の権利利益の迅速な救済

ア 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

イ 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

(国民保護法第34条第3・4・7・8項 都道府県の国民の保護に関する計画)

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(国民保護法第 16 条 市町村の実施する国民の保護のための措置)

(1) 県との連携時の留意点

市は、県との緊密な連携を図るため、特に避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援、運送等の調整及び確保、その他近接市町村との間で調整が必要な分野での連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務代行の県への措置

市の行うべき国民保護措置の全部又は一部を県が代わって行う場合は必要に応じて調整を行う。

(3) 市国民保護計画の協議

市は、国民保護計画の協議を通じて、県国民保護計画との整合性の確保を図る。

(4) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(5) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(6) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

(国民保護法第 147 条 備蓄物資等の供給に関する相互協定)

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、連携体制の整備を図る。また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(国民保護法第 4 条第 3 項 国民の協力等)

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

(国民保護法第135条第2項 運送、通信及び郵便等の確保)

(国民保護法第156条 電気通信設備等の優先利用等)

1 情報ネットワークの充実

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、今後とも県との情報ネットワークシステムの充実強化を図るとともに、平素から管理・運用体制を構築しておくものとする。

2 非常通信体制の整備

(1) 国民保護措置の実施

市は、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された大分地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(施設・設備面)

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(運用面)

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 市における通信の確保

武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備とデジタル化の推進に努め、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

(国民保護法第8条 国民に対する情報の提供)

(国民保護法第47条 市町村長による警報の伝達等)

(国民保護法第94条 市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

(国民保護法第126条 被災情報の収集)

(国民保護法第127条 被災情報の報告)

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関

知事が警報の通知を行うこととなった場合、関係機関の連絡先、連絡方法等を常に把握、更新しておくものとする。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたとき、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(3) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 警報等の伝達に必要な準備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

（国民保護法第94条 市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集）

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関との連携

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関との連携を図る。

5 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

(国民保護法第42条 訓練)

1 基本的な考え方

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。このため、市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

2 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国、県等の研修機関の実施する研修を有効に活用し、職員の研修機会の確保に努める。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

3 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(国民保護法第54条 避難の指示)

(国民保護法第97条 武力攻撃災害への対処)

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、市の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

○ 住宅地図

(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)

○ 区域内の道路網のリスト

(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)

○ 輸送力のリスト

(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)

(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)

○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)

(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)

○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト

(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)

○ 生活関連等施設等のリスト

(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

○ 関係機関 (国、県、民間事業者等) の連絡先一覧、協定

○ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)

○ 消防機関のリスト

(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)

(消防機関の装備資機材のリスト)

○ 避難行動要支援者名簿

(2) 避難実施要領パターン作成時の助言受け

市は、避難実施要領パターンの作成にあたり県及び県警察の助言を受け、避難実施要領パターンについての整合性を図る。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者等の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取り組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（平成25年8月）参照）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等を実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基本的資料の準備

（国民保護法第75条 救援の実施）

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置ができるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の救援に関して必要な基礎的資料を準備する。

(2) 電気通信事業者との連携

（国民保護法第78条 通信設備の設置に関する協力）

市は、避難住民等に対する通信手段の確保にあたり、必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、県と電気通信事業者との連携を図る。

(3) 医療体制の整備等

（国民保護法第85条 医療の実施の要請等）

武力攻撃災害が発生した場合に的確かつ迅速に医療活動ができるよう市地域防災計画に準じて避難住民等に対する医療の提供を行うための体制の確立を図る。

市は、日田市医師会への救護班の派遣要請など、適切な医療を提供できる方法をあらかじめ定める。

(4) 県との調整

（国民保護法第76条 市町村長による救援の実施等）

市は、救援を迅速に行う必要があると認めるときは、その事務の一部を市町村が行う。

その際、救援に関する措置の内容、地域等について県と調整を行う。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

(国民保護法第 71 条 避難住民の輸送の求め)

(国民保護法第 79 条 緊急物資の輸送)

市は、運送事業者の輸送力の把握や運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携して避難住民の運送及び救援物資の運送を実施する体制、協定の締結等、円滑に運送の求めに応じることができる体制を整備する。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(国民保護法第 64 条第 2 項 市町村長との協議等)

(国民保護法第 155 条 交通の規制等)

市は、市内の道路管理者として武力攻撃事態等において県警察が交通規制状況等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるようにするため、また交通を確保する必要がある場合は、情報を提供するなど密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

(国民保護法第 148 条 避難施設の指定)

市は、地域の人口など防災のための避難場所の指定状況等、実情を踏まえ、県と連携しつつ避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定にあたっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下駐車場、地下道等の地下施設を指定するよう配慮する。

ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は、避難施設と

して指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

(国民保護法第 148 条第 2 項 避難場所の指定)

市は、避難施設を指定するには、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対して文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

(国民保護法第 149 条 避難施設に関する届出)

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、避難施設として把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、避難施設の情報を県へ報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に県へ報告する。

(6) 住民に対する情報提供

市は、住民に対して警察、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を提供する。

(7) 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

6 市における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領パターンの作成

市は、県及び警察等の関係機関と密接な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について特に配慮する。

(2) 輸送体制の整備

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

(3) 市が実施する救援

市は、県との調整の結果、市が行う救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておく。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

(国民保護法第102条 生活関連等施設の安全確保)

1 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

〈生活関連等施設についての整理項目〉

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物
- ⑦ 施設の規模

2 市における平素からの備え

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。また、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

第 2 市が管理する公共施設等における警戒

（国民保護法第 16 条 市町村の実施する国民の保護のための措置）

（国民保護法第 102 条 生活関連等施設の安全確保）

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

(国民保護法第146条 災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 県との連携

(国民保護法第3条第4項 国、地方公共団体の責務)

(国民保護法第144条 物資及び資材の供給の要請)

市は、国民保護措置のために、特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について県全体としての対応を踏まえながら、県との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 県との連携

(国民保護法第87条 救援の支援)

(国民保護法第142条 避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等)

(国民保護法第144条 物資及び資材の供給の要請)

(国民保護法第145条 国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)

市は、県、その他関係起案と連携を図るとともに、国民保護措置に必要な物資及び資材等の調達については、事業者との間でその供給に関する協定をあらかじめ締結する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

市は、その管理する施設及び設備を整備、点検し、台替性の確保に努め、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

(国民保護法第 145 条 国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)

市及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

5 各家庭、職場での備蓄

市は、住民が各家庭、職場において、食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう、防災のための啓発と連携を図りつつ自主防災組織等を通じて備蓄に関する啓発に努める。

第 5 章 国民保護に関する啓発

1 基本的考え方

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く理解が深まるようあらゆる機会を通じて説明を行うなど国民保護に関する啓発に努めるものとする。

2 啓発の方法等

(国民保護法第 43 条 啓発)

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(国民保護法第 43 条 啓発)

(国民保護法第 98 条 発見者の通報義務等)

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などととともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

4 市における国民保護に関する啓発

(国民保護法第 43 条 啓発)

市は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 基本的考え方

市は、県が武力攻撃事態等を認定した場合において、県から対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、市対策本部を設置し、国民保護措置を実施する。

しかし、武力攻撃事態等の認定が行われていない場合又は武力攻撃事態等の認定が行われたものの、県から対策本部を設置すべき旨の通知を受けていない場合に、県内及び隣接県において、多数の人を殺傷する行為等の事案（以下「緊急事案」という。）等が発生する恐れがあるとの情報を入手又は緊急事案等が発生したことを把握した場合においては、住民の生命、身体及び財産を保護するための初動的な被害への対処が重要である。

このようなことから、市は県対策本部が設置される前の初動連絡体制として、「緊急事態連絡準備室体制」を設置して関係機関からの情報収集を行うとともに、応急活動を行うこととする。

2 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

市長は、市国民保護対策本部の設置前において次に掲げる設置基準に該当する場合は、応急活動を的確かつ迅速に実施するため緊急事態連絡室を設置する。また、関係機関との連絡体制を整えるものとする。

ア 設置基準

- (ア) 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市及び県内外において緊急事案が発生したことを把握した場合（既に(イ)に該当している場合を除く。）
- (イ) 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市及び県内外において緊急事案が発生する恐れがあるとの情報を入手し、県が連絡本部の設置の必要性があると認めた場合（既に(ア)に該当している場合を除く。）
- (ウ) 国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合（既に(ア)(イ)に該当している場合を除く。）

イ 廃止基準

- (ア) 緊急事案が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。）
- (イ) 武力攻撃事態等が終結した場合
- (ウ) 日田市国民保護対策本部の設置が決定した場合
- (エ) その他、知事及び市長が廃止することが適当と認めた場合

ウ 設置場所

緊急事態連絡室は、原則として市役所内4階庁議室に設置する。

市役所本庁が被災し、使用不能と判断された場合の代替拠点を市民への情報発信や災害情報、気象情報等の集約が可能な設備が確保される振興局の中から設定していくものとし、優先順位については市のほぼ中央に位置している大山振興局を優先順位1位とし、次に天瀬振興局とする。

エ 組織及び業務内容

(7) 緊急事態連絡室

原則として市国民保護対策本部体制に準じて編成する。

(イ) 緊急事態連絡室会議

緊急事態連絡室長は、情報収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、緊急事態連絡室会を設置し、市国民保護対策本部に準じて編成する。

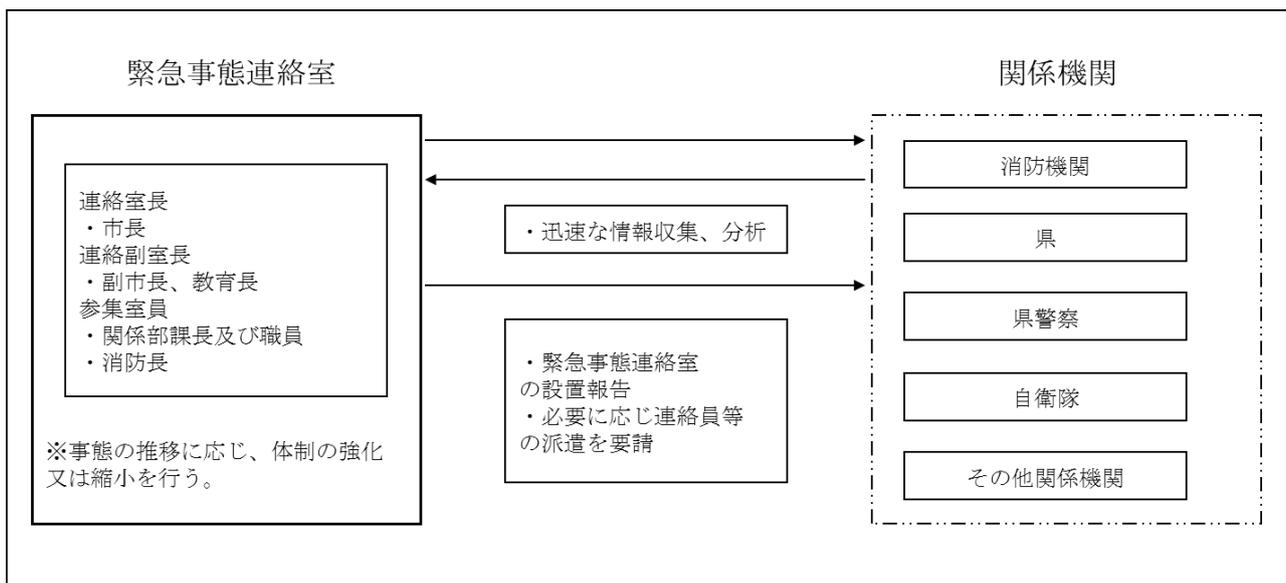
緊急事態連絡室会議における協議・報告事項は次のとおりとする。

- ① 武力攻撃事態等の恐れのある状況及びその対応状況
- ② 関係課相互の調整事項
- ③ 関係機関の連携に関する事項
- ④ 国、県及び関係機関に対する要請に関する事項
- ⑤ その他情報の収集連絡等に関する事項

(ウ) 部及び班

市国民保護対策本部に準じて編成する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



オ 参集

原則、市国民保護対策本部に準じて参集する。具体的な個別の状況に応じる場合は、その都度判断する。

カ 緊急事態連絡室設置時の留意事項

- ① 市は、緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について県に連絡する。
- ② 緊急事態連絡室は、指定公共機関、警察・消防及び自衛隊等の関係機関に設置を通知するとともに、当該事案に係る情報収及び情報提供を行う。
- ③ 緊急事態連絡室は、必要に応じて自衛隊、関係市町村その他防災関係機関に対して連絡員の派遣を要請することができる。

(2) 緊急事態連絡室設置時における初動措置

市は、緊急事態連絡室において事態認定前の事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図るための必要な措置を講ずる。また、事態認定後においては、国民保護法に基づく必要な措置を講ずる。

(3) 県への支援要請

緊急事態連絡室長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは県に対して支援を要請する等必要な措置を講ずる。

3 市国民保護対策本部に移行する場合の調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

4 市における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、市国民保護対策本部設置前において、市長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、県に準じた対応をとるものとする。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

1 市国民保護対策本部の設置

(国民保護法第27条 都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

(国民保護法第28条 都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

(国民保護法第29条 都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)

(国民保護法第30条 都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)

(国民保護法第31条 条例への委任)

(1) 設置基準

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。

(2) 廃止基準

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を解除すべき市の指定の通知を受けた場合、遅滞なく市国民保護対策本部を廃止する。

(3) 設置場所

市国民保護対策本部は、原則として市役所内4階庁議室に設置する。

市役所本庁が被災し、使用不能と判断された場合の代替拠点を市民への情報発信や災害情報、気象情報等の集約が可能な設備が確保される振興局の中から設定していくものとし、優先順位については市のほぼ中央に位置している大山振興局を優先順位1位とし、次に天瀬振興局とする。

(4) 市国民保護対策本部の組織、事務分掌等

ア 市国民保護対策本部

(ア) 市国民保護対策本部長

市国民保護対策本部の本部長は、対策本部の事務を総括する。

(イ) 市国民保護対策副本部長

市対策本部の副本部長は、副市長、教育長をもって充て、市対策本部長に事故あるときは、副市長、教育長の順で、その職務を代理する。

(ウ) 本部員

本部員は、市長部局、教育委員会等の部課長及び消防本部の消防長をもって充てる。

【市国民保護対策本部の組織】

市対策本部編成表					
本部長	副本部長	部 名	部 長・副部長・班長		構 成 員
市長	副市長 教育長	総合対策部	部 長	総務部長	防災・危機管理課員 総務課員 地方創生推進課員 まちづくり推進課員 ひた暮らし推進室長、室員 財政課員 情報統計課員 議会事務局員
			副部長	企画振興部長	
			班 長	防災・危機管理課長	
			〃	総務課長	
			〃	地方創生推進課長	
			〃	まちづくり推進課長	
			〃	財政課長	
			〃	情報統計課長	
		〃	議会事務局長		
		総務対策部	部 長	(総務部長)	税務課員 会計課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員会事務局員 各振興局員 各振興センター員
			副部長	(企画振興部長)	
			班 長	税務課長	
			〃	会計管理室	
			〃	選挙管理委員会事務局長	
〃	監査委員会事務局長				
市民対策部	部 長	市民課長	市民課員 人権・部落差別解消推進課員 課長課員		
	班 長	市民課長			
	〃	人権・部落差別解消推進課長			
	〃	課長課員			
福祉対策部	部 長	福祉保障部長	社会福祉課員 長寿福祉課員 健康保険課員 こども未来課員 監査指導課員		
	班 長	社会福祉課長			
	〃	長寿福祉課長			
	〃	健康保険課長			
	〃	こども未来課長			
商工対策部	部 長	商工観光部長	商工労働課員 観光課員		
	班 長	商工労働課長			
	〃	観光課長			
農林対策部	部 長	農林振興部長	農業振興課員 林業振興課員 農業委員会事務局員		
	班 長	農林振興課長			
	〃	林業振興課長			
	〃	農業委員会事務局長			
建設対策部	部 長	土木建築部長	都市整備課員 土木課員 建築住宅課員 契約検査室員		
	班 長	都市整備課長			
	〃	土木課長			
	〃	建築住宅課長			
	〃	契約検査室長			
教育対策部	部 長	教育次長	教育総務課員 学校教育課員 社会教育課員 文化財保護課員 スポーツ振興課員 人権・部落差別解消教育課員		
	班 長	教育総務課長			
	〃	学校教育課長			
	〃	社会教育課長			
	〃	文化財保護課長			
	〃	スポーツ振興課長			
消防対策部	部 長	日田玖珠広域消防本部 消防長	日田消防署員		
	班 長	日田消防署長			
上下水道対策部	部 長	上下水道局長	経営管理課員 施設工務課員		
	班 長	経営管理課長			
	〃	施設工務課長			

【市対策本部の事務分掌表】

部 名	事務分掌
総合対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部会議の事務処理に関する事項 2 被災状況等の一元的な収集及び管理に関する事項 3 県及び指定地方行政機関等との連絡に関する事項 4 各対策部及び支部との連絡調整に関する事項 5 自衛隊の部隊等の派遣に関する事項 6 国民保護協議会の運営に関する事項 7 国民保護措置についての訓練に関する事項 8 避難施設の指定に関する事項 9 緊急通報の発令、避難勧告・指示の伝達及び避難誘導に関する事項 10 安否情報の収集体制の整備に関する事項 11 特殊標章等の交付等に関する事項 12 職員の動員及び配備に関する事項 13 被災職員に対する援助に関する事項 14 報道機関等の対応及び広報活動に関する事項 15 被災状況のとりまとめに関する事項 16 武力攻撃災害対策予算に関する事項 17 市有財産の被害状況調査及び報告に関する事項 18 車両・資機材の確保・整備に関する事項 19 その他対策本部の運営に関し必要な事項及び他の対策部の所掌事務に属さない事項
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関連する経理及び物品の出納に関する事項 2 その他総務部及び企画振興部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項
市民対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災による身元不明者の収容並びに埋火葬に関する事項 2 罹災者の安否問い合わせに関する事項 3 廃棄物処理に関する事項 4 その他市民環境部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項

【市対策本部の事務分掌表】 つづき

部 名	事務分掌
福祉対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の運営体制の整備に関する事項 2 高齢者、障がい者その他特に配慮が要する者の支援に関する事項 3 救援に必要な物資・資材の輸送に関する事項 4 義援金及び見舞金の配分並びに義援物資及び見舞物資の受付、保管、配分及び輸送に関する事項 5 医療及び公衆衛生に関する事項 6 医薬品等の供給体制の整備に関する事項 7 赤十字標章等の交付等に関する事項 8 その他福祉保健部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項
商工対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業者に対する融資の斡旋に関する事項 2 救済用物資等の確保供給に関する事項 3 労働力の確保及び供給に関する事項 4 応急食料の確保及び配給に関する事項 5 その他商工観光部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項
農林対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農産物及び畜産物に対する応急措置に関する事項 2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事項 3 応急木材の確保、供給及びあっせんに関する事項 4 林産物に対する応急措置に関する事項 5 林道、林地及び治山関係施設の応急復旧に関する事項 6 その他農林振興部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項
建設対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災家屋等の調査に関する事項 2 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関する事項 3 公園の応急復旧に関する事項 4 仮設住宅の建設に関する事項 5 公営住宅の応急修理に関する事項 6 その他土木建築部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項
教育対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の応急の教育に関する事項 2 市立学校の施設及び設備の応急復旧に関する事項 3 体育施設の応急復旧に関する事項 4 社会教育施設の応急復旧に関する事項 5 その他教育委員会の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項

【市対策本部の事務分掌表】 つづき

部 名	事務分掌
消防対策部	1 本部との連絡調整に関する事項 2 消防分団の指揮・調整に関する事項 3 避難勧告・指示の伝達及び避難誘導に関する事項 4 消防通信の運用及び確保に関する事項 5 車両・機械等の確保・整備に関する事項 6 その他消防本部の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項
上下水道対策部	1 水道施設の応急復旧に関する事項 2 水対策に関する事項 3 公共下水道施設及び都市下水道施設の応急復旧に関する事項 4 その他上下水道局の分掌事務に係る武力攻撃災害予防及び武力攻撃災害応急対策に関する事項

イ 市国民保護対策本部会議

(ア) 武力攻撃災害応急対策その他重要な事項を協議するため、市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長、本部員及びその他必要な者を構成員とする市国民保護対策本部の会議を設置する。なお、市国民保護対策本部長は、国及び県の職員、その他本市職員以外の者を市国民保護対策本部会議に出席させることができる。

(イ) 市国民保護対策本部会議において処理すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 国及び県の指示に関する事項
- ・ 市国民保護対策本部の国民保護措置の進捗状況に関する事項
- ・ 被災状況の調査に関する事項
- ・ 市国民保護対策本部の各部の相互調整に関する事項
- ・ 国、県及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- ・ 指定公共機関との連携に関する事項
- ・ その他国民保護措置に関する必要な事項

ウ 部及び班

武力攻撃災害応急対策及び武力攻撃災害情報の収集等を遂行するため、次のとおり部及び班を設置し、各部の名称及び主な分掌事務は次のとおりとする。

- (ア) 対策部長 市長部局、教育委員会の部課長及び消防本部の消防長
- (イ) 対策副本部長 市長部局、教育委員会の部課長
- (ウ) 班 長 対策本部長の指名する課の長及び消防署長
- (エ) 班 員 班長の所属する課の職員

エ 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、次のとおり、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(ア) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(イ) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(ウ) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

オ 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、振興局長、振興局職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者を持って充てる。ただし、被害が甚大で必要であると認めるときは、市対策本部員、本庁職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

カ 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認める場合は、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関間の連絡調整を行う。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

キ 現地調整所について

(ア) 性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために個々の現場に設けるものである。

(イ) 設置場所

現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置される。事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

(ウ) 活 動

現地調整所の運営は、原則として現地調整所を設置した職員等が関係機関の協力を得て行う。各機関の代表者は、定時又は随時に会合を開くことで機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう活動内容の確認及び調整並びに連携の強化を図る。

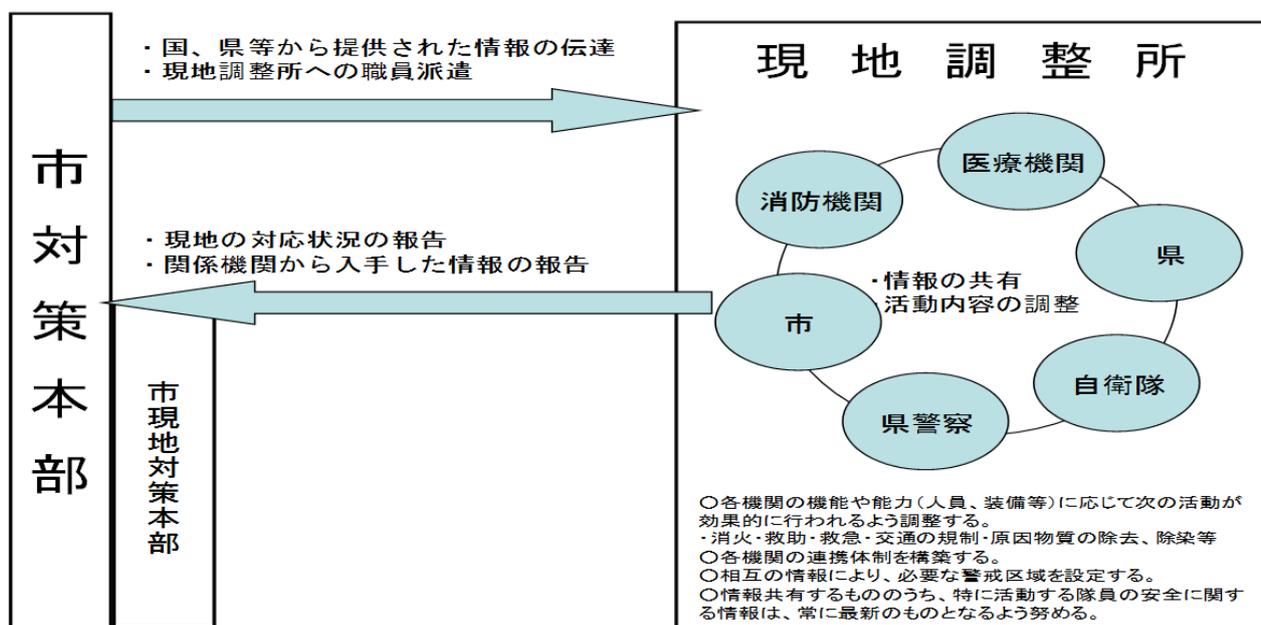
各関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して適時適切に情報を提供する。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については努めて迅速に共有する。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努める。

(エ) 市国民保護対策本部との連携

市国民保護対策本部は、収集した情報を現地調整所に伝達し、現地調整所は現地の活動内容等を市国民保護対策本部へ報告する。

この際、それぞれの伝達及び報告は、迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努める。

【現地調整所の組織編成】



2 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 職員の派遣の求め

市国民保護対策本部長は、県国民保護措置の実施に関し、各関係機関と緊密な連絡を図る必要があると認められるときは、県に対して職員の派遣を求めることができる。

(4) 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(6) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市国民保護対策本部の設置、設置の有無によらない国民保護措置の実施

市長は、市国民保護対策本部の設置の有無にかかわらず国民保護措置を実施することができる。

3 通信の確保

(国民保護法第 156 条 電気通信設備の優先利用等)

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 通信設備の優先的な利用

市は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用できる。具体的には、他の通信に優先して接続される。

第3章 関係機関相互の連携

1 県の対策本部との連携

(1) 県の事態対策本部等との連携

市は、県の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。また、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るとともに、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県、国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(2) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置にかかわる情報の報告

市は、住民避難が必要となるような状況が生じた場合、速やかに「資料編」に定める様式に従って県へ報告する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(国民保護法第11条 都道府県の実施する国民の保護のための措置)

(国民保護法第16条 市町村の実施する国民の保護のための措置)

(国民保護法第21条 指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(国民保護法第 15 条 自衛隊の部隊等の派遣の要請)

(国民保護法第 20 条 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め方)

(国民保護法第 28 条 都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊西部方面総監、航空自衛隊西部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(国民保護法第 17 条 他の市町村長等に対する応援の要求)

(国民保護法第 18 条 都道府県知事等に対する応援の要求)

(国民保護法第 19 条 事務の委託の手続きの特例)

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事

務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(国民保護法第 151 条 職員の派遣の要請)

(国民保護法第 152 条 職員の派遣のあっせん)

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(国民保護法第 17 条 他の市町村長等に対する応援の要求)

(国民保護法第 21 条 指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(国民保護法第4条 国民の協力等)

(国民保護法第80条 救援への協力)

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

市は、被災地や避難先地域に係る救援物資に関する問い合わせ窓口を必要に応じて設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

8 住民への協力要請

(国民保護法第4条 国民の協力等)

(国民保護法第22条 安全の確保)

(国民保護法第80条 救援への協力)

(国民保護法115条 消火、負傷者の搬送、被災者の救援等への協力)

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達等

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

(国民保護法第46条 都道府県知事による警報の通知)

市長は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁を通じて知事から通知された場合には、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

(2) 警報の伝達等

(国民保護法第47条 市長村長による警報の伝達等)

ア 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を伝達する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.hita.oita.jp/>) に警報の内容を掲載する。

(3) 警報の解除の伝達

(国民保護法第51条 警報の解除)

(1)(2)は、国の対策本部長が警報を解除した場合について準用する。

2 警察への警報の伝達の協力

(国民保護法第47条 市長村長による警報の伝達等)

(国民保護法第51条 警報の解除)

市長は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして警報の通知の内容及び警報の解除が的確かつ迅速に伝達されるように協力を図る。

3 市長の警報伝達の基準

(1) 住民等への警報の伝達

(国民保護法第47条 市町村長による警報の伝達)

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの)に伝達するものとする。

(2) 伝達の方法

(国民保護法第47条 市町村長による警報の伝達)

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Emer-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令さ

れた事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(3) 警報伝達のための体制整備等

（国民保護法第 41 条 組織の整備）

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察とも緊密な連携を図る。

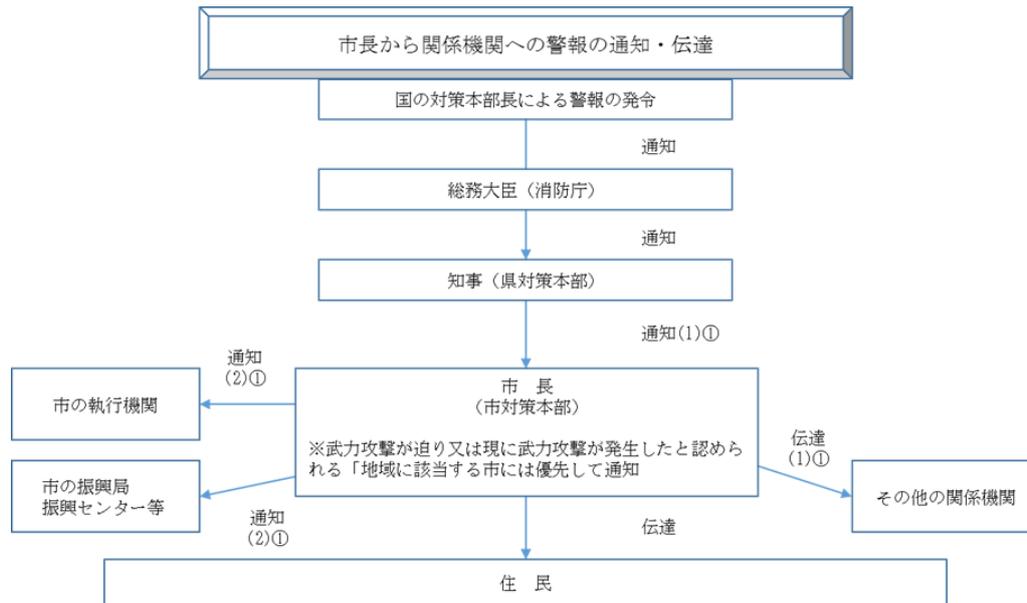
(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(5) 警報の解除

（国民保護法第 51 条 警報の解除）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※市長は、ホームページに警報の内容を掲載
 ※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

第2 避難の指示等

1 基本的考え方

武力攻撃事態等において、国から警報の発令とともに、避難措置の指示を受けた場合は、警報の通知と同様、速やかに関係機関へ通知する。

この場合において、要避難地域がある場合には、直ちに具体的な避難の方法を示して当該地域の住民に避難を指示する。

2 避難措置の指示の通知・伝達等

(国民保護法第54条 避難の指示)

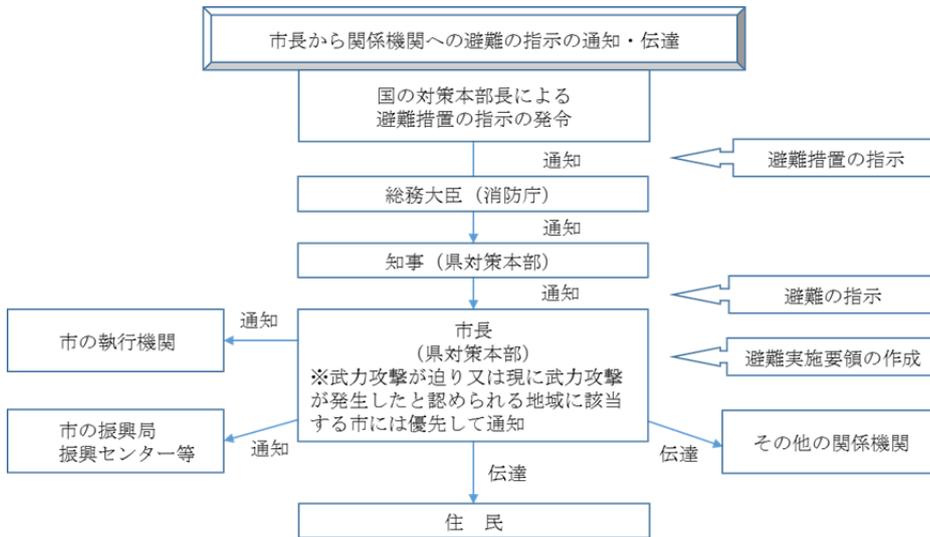
(国民保護法第58条 都道府県の区域を超える住民の避難)

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

市長は、知事から本市が県内避難住民及び他都道府県の避難住民の避難先地域として通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて、現に武力攻撃を受けており避難住民の受入れを物理的に行えない場合等正当な理由がある場合を除き、避難住民を受入れる。

3 避難の指示

避難の指示の流れについては下図のとおり。



※市長、避難の指示の受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

(1) 住民に対する避難の指示

(国民保護法第 54 条 避難の指示)

市長は、知事から要避難地域に対する住民の避難の指示を受けた場合は、その地域の住民に対し、直ちに次の事項を示して避難の指示をする。

- ア 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- イ 住民の避難先となる地域（避難先地域、住民の避難の経路も含む）
- ウ 関係機関が講ずべき措置の内容
- エ 避難のため利用される主要な避難経路（国道、県道等）
- オ 避難のための交通手段、その他避難の方法（徒歩、バス、鉄道等）

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示

日田市長

○月○日○時現在

- 1 大分県においては、○月○日に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
本市における要避難地域の住民は、次に掲げる方法に従い、避難されたい。
- 2 本市における住民の避難は、次の方法のより行う。
A地区の住民は、本市B地区（又は県内の市地区、隣接した県の市地区）を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること。（○○時間を目途に避難を完了）
 - (1) 輸送手段及び輸送経路
 - ア バス（A会社○台確保予定）、国道○○号～県道○○号を經由
 - イ タクシー（B会社○○台確保予定）、経路同じ
 - ウ 鉄道（○○駅発、○○両編成、○時○分予定）
 - (2) 連絡事項等
 - ア ○時から○時まで国道○号、県道○号は交通規制
 - イ 市職員○名を派遣し、住民の誘導を実施
- 3 注意事項
避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行う。
- 4 関係機関が講ずべき措置の内容
避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

(2) 要避難地域に近接する地域の住民に対する避難の指示

市長は、避難の指示を行う場合、市の地理的条件、交通事情その他条件に照らして、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、県の指示に従い避難すべき地域の住民に避難の指示をする。

(3) 住民に対する避難の指示の判断

市長は、避難の指示を行うに際しては、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに個別の避難先、避難先の割当、避難の時期、避難経路や避難手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

4 市長の避難の指示の伝達

（国民保護法第54条 避難の指示）

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、市町村長の警報の伝達の基準に準じて、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。

5 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

6 避難措置の指示の解除等

(1) 避難措置の指示及び避難の指示の解除

（国民保護法第53条 避難措置の指示の解除）

（国民保護法第55条 避難の指示の解除）

市長は、国の対策本部長が要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除し、その通知を受けた知事が当該避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除した場合は、速やかに解除を行う。また、知事の判断で要避難先地域に近接する地域の住民を避難させた場合においても、知事が避難の必要がなくなると認めるときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

(2) 避難住民の復帰のための措置

（国民保護法第69条 避難住民の復帰のための措置）

市長は、要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、「避難住民の復帰に関する要領」を定め、必要な措置を講ずるものとする。

第3 武力攻撃事態等に応じた避難の方法等

1 基本的考え方

住民の避難は、武力攻撃事態等の類型、事態の推移、避難に要する時間的余裕、さらには武力攻撃災害による被災の状況等に応じ、屋内施設への避難、そして県外への広域避難など多様な避難形態が考えられる。

避難の指示を行うに際しては、具体的に発生した又は発生する恐れのある武力攻撃事態等を実施に応じた的確かつ迅速な方法により以下のとおり実施する。

2 武力攻撃事態等に応じた避難の態様

(1) 武力攻撃事態等

類型別	避難方法等
弾道ミサイル攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・警報と同時に屋内避難 ・被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の指示
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域からの迅速な避難 ・移動の安全確保がされない場合は、屋内避難
着上陸侵攻の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的避難
航空攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・警報と同時に屋内避難 ・被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の指示

(2) 緊急対処事態

類型別	避難方法等	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・風向き二次感染の防止等を考慮し、危険地域からの避難（退避） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事態に応じ、市内避難又は県内避難
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃		
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃		
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃		

3 避難の形態と避難方法

(1) 屋内避難：自宅又は近傍の施設への避難

ア 避難場所

自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等の地下施設

イ 避難方法

原則、徒歩とし、できるだけ速やかに屋内に避難

その後、事態の推移、被害内容等によっては、市内、県内及び県外避難に掲げる方法により他の安全な地域へ避難を行う。

(2) 市内避難：市内の避難施設への避難

ア 避難場所

市内の避難施設

イ 避難方法

原則、徒歩とする。ただし、徒歩による避難が困難な高齢者等の要援護者の避難に限り、借り上げ車両（バス等）及び公用車を補完的に使用する。

(3) 県内避難：他の市町村への避難

ア 避難場所

市内施設から知事が指定する他の市町村の避難施設

イ 避難方法

- ・ 市内の避難施設（集合場所）までの避難は、市内避難と同様とする。
- ・ 市内の避難施設から知事が指定する県内の避難施設までは、借り上げ車両（バス、鉄道及び船舶等）及び公用車等（以下「借り上げ車両等」という。）とする。

(4) 県外避難：県外の市町村への避難

ア 避難場所

市内施設から県外の避難施設

イ 避難方法

- ・ 市内施設（集合場所）までは、市内避難と同様とする。
- ・ 市内施設から県外の避難施設へは、借り上げ車両等とする。

4 避難にあたって配慮する事項

(1) 弾道ミサイルおよび航空による攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

② 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

その他、記者会見等による国民への情報提供

知事

避難の指示

市長

避難実施要領の策定

イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

④ 屋内避難を行わせる際には、関係機関は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

イ グリラや特殊部隊による攻撃

知事による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。そのため、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊

等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

ウ 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、平素から避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であることから定めることはしない。

(2) 地理的特性等の場合

ア 中山間地における住民避難

住民の避難に際しては、住民の輸送手段として借り上げ車両等を利用し、市長は、道路状況等を踏まえ避難経路の確保を行う。避難に当たっては、学校施設、集落単位で集合することとする。また、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示す。

イ 観光地における避難

観光施設、宿泊施設等の管理者は、観光客等に対して、避難施設、避難経路を確実に伝達するとともに、職員等による引率等地理不案内な観光客に対する避難が円滑に行われるよう努めるものとする。

ウ 学校施設における避難の場合

学校施設等の管理者は、避難が円滑に行われるように拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率等職員と連携、協力して、生徒等の避難施設への避難が円滑に行われるよう努めるものとする。

(3) 高齢者等が入所の病院等の場合

(国民保護法第 65 条 病院等の施設の管理者の責務)

市は、自己の管理する病院その他身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の者が避難を行うときは、拡声器等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助並びに車両による搬送など避難が円滑に行われるよう努める

(4) NBC 攻撃の場合

市長は、NBC 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事からの指示は、当該措置の指示の内容を踏まえ、避難を指示される。

5 避難住民の誘導等

(国民保護法第4条 国民の協力)

(国民保護法第9条 留意事項)

(国民保護法第62条 市町村長による避難住民の誘導等)

(国民保護法第63条 警察官等による避難住民の誘導等)

(国民保護法第64条 市町村長の協議等)

(国民保護法第66条 避難住民を誘導する者による警告、指示等)

(国民保護法第69条 避難住民の復帰のための措置)

(国民保護法第71条 避難住民の輸送の求め)

(1) 市長による避難住民の誘導

ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難先地域において当該市の住民の受入が完了するまで避難住民の誘導を行う。

イ 避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、学校、事業所等を単位とし誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ウ 市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

エ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

オ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

カ 避難住民を誘導するものの安全確保は、市長の判断にゆだねられるが、事態の状況によっては、現場で避難住民の誘導を指揮する者が判断して安全確保のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防長又は消防署長の所轄の下に、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、警察官等が当該市の避難住民を誘導しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求め、また、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。病院、老人福祉施設、幼稚園、保育園その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助、並びに車両による搬送など避難が円滑に行われるようできるだけだけの措置を講ずる。また、施設の管理者及び市のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、市長は、県、県警察、及び自衛隊に協力を要請する。

(7) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対して、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、交通規制や道路の通行禁止等を行ったときは、県警察と連携して、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

6 市が定める避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

(国民保護法第 61 条 避難実施要領)

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

ア 避難実施要領に定める事項（法定事項）

(ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段や避難経路等

(イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等

(ウ) 避難の実施に関し必要な事項

避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品、服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等

イ 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

(イ) 避難先

(ウ) 一時集合場所及び集合方法

(エ) 集合時間

(オ) 集合に当たっての留意事項

(カ) 避難の手段及び避難の経路

(キ) 市職員、消防職団員の配置等

(ク) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

(ケ) 要避難地域における残留者の確認

(コ) 避難誘導中の食料等の支援

(サ) 避難住民の携行品、服装

(シ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握

（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 要援護者の避難方法の決定

(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

キ 避難経路や交通規制の調整

(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。

その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びに県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

7 避難所等における安全確保等

市長は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所ないでのトラブル等を防止するため、警察等の機関に対して被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等の要請を行い、住民の安全確保、犯罪の予防を図る。また、多数の者が利用する施設等の管理者に対しては当該施設の安全を確保するため必要な要請を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取り締まりの要請も行う。

その際、警察及び地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保持し、住民等からの相談に対応することを通じて住民等の不安の軽減に努める。

8 動物の保護等に関する配慮

市は、国（環境省、農林水産省）が示した動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付事務連絡）を踏まえ、危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護収容等について所要の措置を講ずる。

第5章 救援

1 救援の実施

(国民保護法第76条 市町村長による救援の実施等)

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(国民保護法第16条 市町村の実施する国民の保護のための措置)

(国民保護法第71条 避難住民の輸送の求め)

(国民保護法第77条 日本赤十字社による措置)

(国民保護法第79条 救援物資の運送)

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(国民保護法第 75 条 救援の実施)

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

市長は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、次の点に留意して救援を実施する。

ア 収容施設の供与に関し留意すべき事項

- (ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- (イ) 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- (エ) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- (オ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- (キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- (ク) 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関し留意すべき事項

- (ア) 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- (イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
- (ウ) 提供対象人数及び世帯数の把握
- (エ) 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産に関し留意すべき事項

- (ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- (イ) 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- (ウ) 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- (エ) 避難住民等の心身の健康状態の把握
- (オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- (カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- (キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- (ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出に関し留意すべき事項

- (ア) 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬に関し留意すべき事項

- (ア) 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- (イ) 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- (ウ) 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- (エ) あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- (オ) 県警察との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- (カ) 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供に関し留意すべき事項

- (ア) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- (イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- (ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- (エ) 聴覚障害者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し留意すべき事項

- (ア) 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- (イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- (エ) 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与に関し留意すべき事項

- (ア) 児童生徒の被災状況の収集
- (イ) 不足する学用品の把握
- (ウ) 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理に関し留意すべき事項

- (ア) 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報の確認
- (ウ) 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- (エ) 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- (オ) 死体の一時保管場所の確保

コ 日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関し留意すべき事項

- (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- (イ) 障害物の除去の施工者との調整
- (ウ) 障害物の除去の実施時期
- (エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 救援の際の物資の売渡し支援等

（国民保護法第 81 条 物資の売渡しの要請等）

（国民保護法第 84 条 立入検査等）

(1) 市長は、知事の行う救援を支援するため、緊急の必要があると認められるとき又は知事から要請があったときは、当該物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命ずることができる。

(2) 立入検査

市長は、物資を収容し、若しくは物資の保管を命じ、土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地、家屋又は保管させる場所等に立ち入り物資等の状況を検査させることができる。さらに、当該物資等を保管させたときは、当該命じた者に対して必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り保管状況を検査させることができる。

第 6 章 安否情報の収集・提供

1 基本的考え方

（国民保護法第 94 条 市長村長及び都道府県知事による安否情報の収集）

（国民保護法第 95 条 総務大臣及び地方公共団体の長による安否確認の提供）

安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行う。また、この場合において個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行う。なお、国民保護法に基づく安否情報事務の実施にあたっては消防庁の「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」いう。）」を利用することを原則とする。

2 安否情報の収集等

(1) 安否情報の収集

市は、避難所若しくは医療機関に收容等された避難住民等について安否情報の収集を行うほか、県警察等への照会により安否情報の収集を行う場合は、避難住民及び負傷した住民については様式第1号により、死亡した住民については様式第2号により行う。また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

3 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

(国民保護法第96条 外国人に関する安否情報)

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、上記の3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

6 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市による安否情報の収集

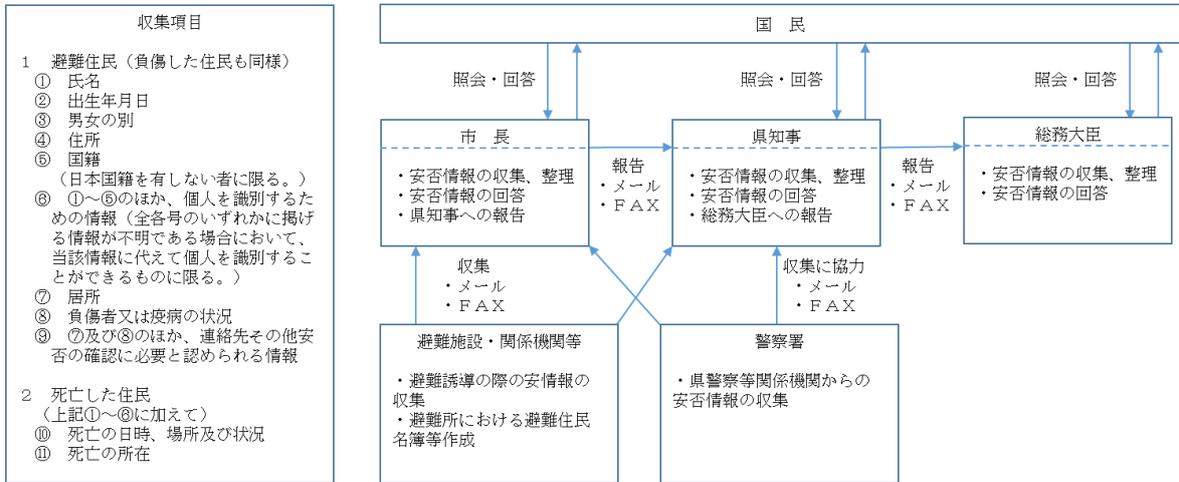
市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に避難者名簿等を作成する等により行うものとする。また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市による安否情報の報告及び照会に対する回答

市による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

安否情報収集・整理・提供の流れ

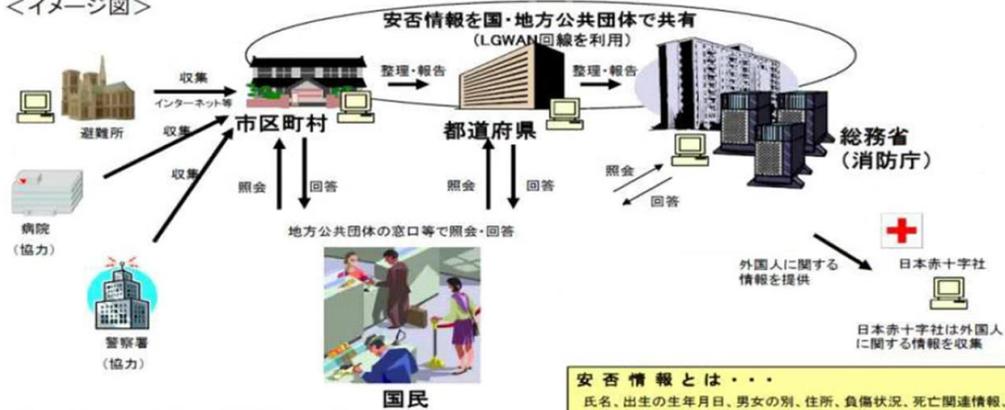
安否情報収集・整理・提供の流れ



安否情報システムについて

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、LGWANを用いた高いセキュリティを確保
- 避難所等からはインターネット端末により情報を収集(入力)
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答

<イメージ図>



※ インターネット回線は、暗号化した上で仮想専用回線としたものを利用
※ LGWAN回線とは、地方公共団体の専用回線のこと(総合行政ネットワーク)

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方等

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(国民保護法第97条 武力攻撃災害への対処)

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(国民保護法第98条 発見者の通報義務等)

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。なお、市長に通報することができないときは、速やかに知事に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 生活関連等施設の安全確保等

1 生活関連等施設の安全確保

(国民保護法第102条 生活関連等施設の安全確保)

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(国民保護法第 103 条 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対 象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し又は取り扱うもの。（国民保護法施行令第 29 条）

【措 置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、上記(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第 3 武力攻撃原子力災害及びNBC 攻撃による災害への対処等

1 基本的考え方

市として、県内には、原子力発電所はないが、国の対策本部長からの応急対策に係る公示に備え、県地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき県と連携して必要な措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への対処

(国民保護法第 105 条 武力攻撃原子力災害への対処)

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出の恐れに関する通報を原子力管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に報告する。

(2) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(3) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 職員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(5) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(6) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

3 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

(国民保護法第99条 緊急通報の発令)

(国民保護法第112条 市町村長の退避の指示)

(国民保護法第114条 警戒区域の設定)

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

(国民保護法第107条 放射性物質等による汚染の拡大の防止)

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

(国民保護法第97条 武力攻撃災害への対処)

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

(国民保護法第108条 第107条の関連事項)

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。消防機関は、患者の移送を行うものとし、措置に当たる要員の安全確保のためワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。また、県警察、日田玖珠県民保健福祉センター等の関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

エ 生物剤を用いた攻撃の場合における対応

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長及び関係消防組合の管理者の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	汚染又は汚染された疑いがある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	汚染又は汚染された疑いがある 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	汚染又は汚染された疑いがある 死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	汚染又は汚染された疑いがある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	汚染又は汚染された疑いがある 建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	汚染又は汚染された疑いがある 場所	・交通の制限 ・交通の遮断

ア 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

イ 上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

ウ 知事の要請を受けた市長は、上記汚染の拡大を防止するための措置を実施するため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせる。また、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があるときは、これを提示する。

第4 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施必要な事項について以下のとおり定める。

1 事前措置等

(国民保護法第111条 市町村長の事前措置等)

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、当該設備又は物件の除去、保安、補修、補強及び使用の停止等の指示を知事から通知を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずる。

2 緊急通報の発令

(国民保護法第100条 関係機関への緊急通報の通知等)

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。

3 退避の指示

(国民保護法第112条 市町村長の退避の指示等)

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。また、退避の指示をする場合において、集団で退避させるため、あるいは安全地域を明確にするためなどの理由により必要があると認めるときは、退避先を指示する。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設置する。また、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。市長は、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、住民に危険が及ぶことを防止するため、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ 市長は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に広報車、立看板等退避している住民が十分に了知できる方法でその旨を公表するとともに、速やかにその旨を知事に通知を行う。

ウ 市長は、知事、警察官、又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。この場合、知事からの通知を受けた場合を除き、知事に退避の指示をした旨の通知を行う。

エ 市長は、警察官、又は自衛官から退避の指示を解除した旨の通知を受けた場合は、速やかにその旨を公表するとともに、知事に通知を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

4 警戒区域の設定

(国民保護法第 114 条 警戒区域の設定)

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

(2) 警戒区域の設定方法等

- ア 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- イ 警戒区域を設定、又は設定の変更、若しくは解除した場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ア 警戒区域を設定した場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- ウ 市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

5 応急公用負担等

(国民保護法第 113 条 応急公用負担等)

(1) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(2) 応急公用負担の手続き等

- ア 市長は、(1)のアの措置を行ったときは、速やかに、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対し、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下「名称又は種類」という。）を通知する。この場合において、通知する相手方の氏名及び住所を知ることができないときは、市の事務所に必要事項を掲示するものとする。
- イ 市長は、(1)のイの工作物の除去を行った場合は、倉庫等に収納するほか、警備員、監視人をつけて滅失又は破損等がないように管理する。この場合において、市長は、当該保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量を公示する。ただし、保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるときや、保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、売却代金を保管する。

6 武力攻撃災害への対処措置に関する要請と安全確保

(国民保護法第 115 条 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。また、協力の要請にあたっては、武力攻撃災害が急迫している場合など安全が確保されない時期や場所における協力要請はしないなど、協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

7 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集

(国民保護法第126条 被災情報の収集)

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

(国民保護法第127条 被災情報の報告)

- (1) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

3 情報の提供

市は、国民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者により正確かつ積極的に情報提供に努める。

4 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市長は、火災・災害等即報要領に基づき県に報告する。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

(1) 市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

ア 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

イ 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

ウ 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

エ 飲料水衛生確保対策

(ア) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(イ) 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

(ウ) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

オ 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(2) 保健衛生の確保への協力要請等

(国民保護法第123条 保健衛生の確保への協力)

市長及び職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該避難区域住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。この場合、市長及び職員は、その要請を受けて住民の健康又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

2 廃棄物の処理

(国民保護法第 124 条 廃棄物処理の特例)

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

(国民保護法第 125 条 文化財保護の特例)

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

イ 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には速やかにその旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 市教育委員会は、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行にあたる。

イ 市教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行にあたる時は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

(国民保護法第129条 生活関連物資等の価格の安定等)

(1) 市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。

イ 生活関連物資等に需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用し、必要な情報共有に努めるとともに、市民への情報提供や相談窓口を設置する。

(2) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときには、関係法令に基づき次に掲げる措置を実施する。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に係る措置

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

ウ 物価統制令に係る措置

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

厚生労働省は、必要に応じて避難住民等に対するきめ細かな職業紹介等の雇用対策を講ずるとともに、被災した地域における雇用の維持を図るために必要な措置を講ずる。

市は、これらの措置と相まって地域の実情に応じて必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

(5) 市有財産等の無償貸し付け

市は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸し付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

3 生活基盤等の確保

(国民保護法第 134 条 電気及びガス並びに水道の安定的な供給)

(1) 市による生活基盤等の確保

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

イ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。

ウ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

エ 道路の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、道路を適切に管理することとする。

第11章 交通規制

(国民保護法第155条 交通の規制等)

1 交通状況の把握

市対策本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して警察が収集した通行可能な道路や交通状況などの情報を把握する。

2 交通規制の実施

市対策本部は、警察と連携し、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

この際、緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の警察と連携して周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。なお、交通規制を行う際は、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である市は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制にあたっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

赤十字標章等及び国際的な特殊標章等（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定）は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びそれぞれの団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 赤十字標章等

(1) 赤十字標章

（国民保護法第157条 赤十字標章等の交付等）

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。）

(2) 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号

（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

(3) 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

（様式のひな型は下記のとおり。）

(4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

(5) 交付及び管理

ア 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

(ア) 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

(イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（(ア)及び(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む）

イ 以下の医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱に規定に基づき、赤十字標章等に使用を許可する。

(ア) 医療機関である指定地方公共機関

(イ) 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章
(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書
(様式のひな型は下記のとおり。)

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(4) 交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会申合せ)に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

(ア) 市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 消防団長及び消防団員

(ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

(ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

(ア) 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するにあたっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【国民保護法第 157 条第 1 項の身分証明書の様式】

<p style="text-align: center;">(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 for PERMANENT 臨時の TEMPORARY civilian medical personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	表面	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height _____</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes _____</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder		裏面
	身長/Height _____		眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____															
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER															
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder														

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

【国民保護法第 158 条第 1 項の身分証明書の様式】

<p style="text-align: center;">(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	表面	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height _____</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes _____</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder		裏面
	身長/Height _____		眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____															
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER															
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder														

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

第4編 復旧等
第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

(国民保護法第139条 応急の復旧)

(国民保護法第140条 応急の復旧に関する支援の求め)

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市及び指定地方公共機関から県に対する支援の要請等

市及び指定地方公共機関は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者であることから武力攻撃災害が発生した場合、その被害状況を確認したうえで県に対し、所要の措置について要請することができる。

3 輸送路確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

市対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合、避難住民の輸送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう必要に応じて総合調整を行う。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

(国民保護法第16条 市町村の実施する国民の保護ための措置)

(国民保護法第141条 武力攻撃災害の復旧)

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

(国民保護法第168条 国及び地方公共団体の費用の負担)

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

(国民保護法第159条第1項 損失補償等)

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

(国民保護法第159条第2項 損失補償等)

国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費の弁償を県が行う。

(3) 損害補償

(国民保護法第 160 条 損害補償)

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

(国民保護法第 161 条 総合調整及び指示に係る損失の補てん)

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 救援に関する支弁

(1) 救援等の応援を受けた場合の支弁

(国民保護法第 165 条 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

市は、国民保護措置の実施について、他の都道府県知事若しくは市町村長に応援を受けた場合は、実施者支弁の原則の例外として、市が当該応援に要した費用を支弁する。また、当該費用を支弁するいとまがないときは、当該応援をする他の都道府県若しくは市町村に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(2) 知事が市町村長の権限を代行した場合の費用の支弁

(国民保護法第 166 条 都道府県知事が市町村長の権限を代行した場合の費用の支弁)

市は、武力攻撃災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国民保護措置の全部又は一部を知事が代わって実施するが、市は、事務ができなくなる前に実施した国民保護措置又は市が事務を行うことができなくなる前にこれに対して他の市町村が実施した応援のために通常要する費用で市に支弁するさせることが困難であると認められるものについては県が支弁する。

(3) 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

(国民保護法第 167 条 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁)

救援の実施に関する事務の一部を市が行うこととしたときは、県に対して救援の実施に要する費用の支弁を請求することができる。また、県が支弁するいとまがないときは、市が一時的に立て替えて支弁する場合がある。

5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対して請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市が行う損失補償及び損害補償の手続き等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第4章 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続きに関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には、県を通じて保存期間の延長を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

日田市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第3章1～3に掲げるとおりである。

2 市緊急対処事態対策本部

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、日田市緊急対処事態対策本部の設置については武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

3 緊急対処事態保護措置の実施

(国民保護法第172条 国、地方公共団体等の責務)

(国民保護法第173条 国民の協力等)

(国民保護法第175条 国民の権利利益の迅速な救済)

(国民保護法第178条 祖町村の実施する緊急対処保護措置)

(国民保護法第180条 安全の確保)

(国民保護法第181条 緊急対処事態対策本部の所掌事務等)

(国民保護法第183条 準用)

(1) 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

市は、緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(2) 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

市は、緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

日田市国民保護協議会委員名簿

機 関 名	職 名	区 分
日 田 市	市 長	会長
日田市議会	議 長	知識又は経験を有する者（第8号委員）
国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所日田出張所	所 長	指定地方行政機関の職員（第1号委員）
国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所松原ダム管理支所	支 所 長	指定地方行政機関の職員（第1号委員）
国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所日田国道維持出張所	所 長	指定地方行政機関の職員（第1号委員）
大分地方気象台	次 長	指定地方行政機関の職員（第1号委員）
陸上自衛隊別府駐屯地	司 令	自衛隊に所属する者（第2号委員）
大分県西部振興局	次 長	県の職員（第3号委員）
大分県日田土木事務所	所 長	県の職員（第3号委員）
日田警察署	署 長	県の職員（第3号委員）
九州旅客鉄道株式会社日田駅	駅 長	指定公共機関の職員（第7号委員）
西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	所 長	指定公共機関の職員（第7号委員）
西日本電信電話株式会社大分支店	所 長	指定公共機関の職員（第7号委員）
九州電力送配電株式会社日田配電事業所	所 長	指定公共機関の職員（第7号委員）
九州電力株式会社日田土木保修所	所 長	指定公共機関の職員（第7号委員）
独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所大山ダム管理所	所 長	指定公共機関の職員（第7号委員）
日田郵便局	局 長	指定公共機関の職員（第7号委員）
日田バス株式会社	取 締 役 社 長	指定地方公共機関の職員（第7号委員）
一般社団法人 日田市医師会	事 務 局 長	指定地方公共機関の職員（第7号委員）
公益社団法人 大分県トラック協会日田支部	副 支 部 長	指定地方公共機関の職員（第7号委員）
一般社団法人 大分県エルビーガス協会日田地区協議会	会 長	指定地方公共機関の職員（第7号委員）
公益社団法人 大分県看護協会日田地区	地 区 長	指定地方公共機関の職員（第7号委員）
日田市消防団	団 長	知識又は経験を有する者（第8号委員）
日田市自治会連合会	会 長	知識又は経験を有する者（第8号委員）
KCVコミュニケーションズ株式会社	課 長	知識又は経験を有する者（第8号委員）
株式会社大分銀行日田支店	次 長	知識又は経験を有する者（第8号委員）
社会福祉法人 日田市社会福祉協議会	事 務 局 長	知識又は経験を有する者（第8号委員）
連合大分日田玖珠地域協議会	議 長	知識又は経験を有する者（第8号委員）
日 田 市	副 市 長	市の職員（第6号委員）
日 田 市	教 育 長	教育長（第5号委員）
日 田 市	総 務 部 長	市の職員（第6号委員）
日 田 市	企画振興部長	市の職員（第6号委員）
日 田 市	市民環境部長	市の職員（第6号委員）
日 田 市	福祉保健部長	市の職員（第6号委員）
日 田 市	商工観光部長	市の職員（第6号委員）
日 田 市	農林振興部長	市の職員（第6号委員）
日 田 市	土木建築部長	市の職員（第6号委員）
日 田 市	教 育 次 長	市の職員（第6号委員）
日 田 市	上下水道局長	市の職員（第6号委員）
日田玖珠広域消防組合消防本部	消 防 長	消防長（第5号委員）

関係機関の連絡先

県の機関

機 関 名	所在地	電話番号	F A X 番号
大分県生活環境部防災局危機管理室	大分市大手町3丁目1番1号	097-506-3152	097-533-0930
大分県西部振興局	日田市城町1丁目1-10	0973-23-2200	0973-23-3392
大分県日田土木事務所	日田市城町1丁目1-10	0973-23-2141	0973-23-3174

警察及び消防

日田警察署	日田市田島2丁目8-1	0973-23-2131	0973-23-2131
日田玖珠広域消防組合消防本部	日田市大字渡里111-1	0973-24-2204	0973-28-8119

指定地方行政機関

機 関 名	所在地	電話番号	F A X 番号
国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所日田出張所	日田市中ノ島町608-14	0973-23-5291	0973-23-7331
国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所松原ダム管理支所	日田市大山町西大山8492-2	0973-52-3121	0973-52-3581
国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所日田国道維持出張所	日田市若宮町338	0973-23-8143	0973-22-9495
大分地方気象台	大分市長浜町3-1-38	097-532-0667	097-536-4749

自衛隊

機 関 名	所在地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊別府駐屯地	別府市鶴見4548-143	0977-22-4311	0977-22-4311

指定公共機関及び指定地方公共機関

九州旅客鉄道株式会社日田駅	日田市元町11-1	0973-23-2528	0973-24-4180
日田バス株式会社	日田市東町1-35	0973-23-3105	0973-23-4539
公益社団法人 大分県トラック協会日田支部	日田市大字友田111-1	0973-22-4900	0973-22-4900
西日本電信電話株式会社大分支店	大分市長浜町3丁目15-7	097-537-6900	097-537-6900
九州電力送配電株式会社日田配電事業所	日田市玉川町586-1	0973-22-6101	0973-22-8601
九州電力株式会社日田土木保修所	日田市天瀬町女子畑707-2	0973-57-3600	0973-57-9193
一般社団法人 大分県エルピーガス協会日田地区協議会	日田市玉川町736-1	0973-23-3848	0973-23-3858
日田郵便局	日田市三本松2丁目5-25	0973-22-2819	0973-24-4064
一般社団法人 日田市医師会	日田市清水町803-1	0973-24-2228	0973-24-7080
公益社団法人 大分県看護協会日田地区	日田市田島2丁目2-5	0973-23-3133	0973-23-3136
西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	大分市大字金谷迫字塚田1438	097-546-8061	097-546-8068
独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所大山ダム管理	日田市大山町西大山482-1	0973-52-3300	0973-52-2354

その他の関係機関

機 関 名	所在地	電話番号	F A X 番号
K C V コミュニケーションズ株式会社	日田市本町6-3	0973-27-5001	0973-27-5002
株式会社大分銀行日田支店	日田市三本松1丁目1-2	0973-23-2101	0973-24-7714
社会福祉法人 日田市社会福祉協議会	日田市上城内町1-8	0973-24-7026	0973-24-3452
連合大分日田玖珠地域協議会	日田市淡窓町2丁目4-36	0973-22-0505	0973-22-0505
日田市自治会連合会	日田市企画振興部まちづくり推進課	0973-22-7515	0973-22-8324
日田市消防団	日田市総務部防災・危機管理課	09673-22-8363	0973-24-0426

市町村の連絡先

大分県内市町村

市町村名	担当課	所在地	電話番号	FAX番号
			(下段 280M)	(下段 280M)
大分市	防災危機管理課	大分市荷揚町2-31	097-534-6111	097-536-1461
			88-201	89-201
別府市	防災危機管理課	別府市上野口町1-15	0977-21-1111	0977-21-6399
			88-202	89-202
中津市	防災危機管理課	中津市豊田町14-3	0979-22-1111	0979-24-7522
			88-203	89-203
佐伯市	防災危機管理課	佐伯市中村南町1-1	0972-22-3111	0972-22-3124
			88-205	89-205
臼杵市	防災危機管理課	臼杵大字臼杵72-1	0972-63-1111	0972-63-7713
			88-206	89-206
津久見市	総務課	津久見市宮本町20-15	0972-82-4111	0972-82-9520
			88-207	89-207
竹田市	総務課	竹田市大字会々1650	0974-63-1111	0974-63-0995
			88-208	89-208
豊後高田市	総務課	豊後高田市御玉114	0978-22-3100	0978-22-2725
			88-209	89-209
杵築市	危機管理課	杵築市大字杵築377-1	0978-62-3131	0978-62-3293
			88-210	89-210
宇佐市	危機管理課	宇佐市大字上田1030-1	0978-32-1111	0978-32-2331
			88-211	89-211
豊後大野市	総務課	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001	0974-22-3361
			88-212	89-212
由布市	防災危機管理課	由布市庄内町柿原302	097-582-1111	097-582-3971
			88-213	89-213
国東市	総務課	国東市国東町田深280-2	0978-72-1111	0978-72-1822
			88-214	89-214
姫島村	総務課	姫島村1630-1	0978-87-2111	0978-87-3629
			88-215	89-215
日出町	総務課	日出町2974-1	0977-73-3111	0977-72-7294
			88-216	89-216
九重町	危機管理情報推進課	九重町大字後野上8-1	0973-76-2111	0973-76-2247
			88-217	89-217
玖珠町	基地・防災対策課	玖珠町大字帆足268-5	0973-72-1111	0973-72-0810
			88-218	89-218

他県の近接市町村

県名	市町村名	所在地	電話番号	FAX番号
福岡県	うきは市	うきは市吉井町新治316	0943-75-3111	0943-75-5509
	朝倉市	朝倉市菩提寺412-2	0946-22-1111	0946-23-1530
	東峰村	東峰村大字宝珠山6425	0946-72-2311	0946-72-2038
	八女市	八女市本町647番地	0943-23-1111	0943-22-2186
	添田町	添田町大字添田2151	0947-82-1231	0947-82-2869
熊本県	山鹿市	山鹿市山鹿978	0968-43-1117	0968-44-0373
	菊池市	菊池市隈府888	0968-25-1111	0968-25-5720
	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地504-1	0967-22-3111	0967-22-4577
	南小国町	南小国町大字赤馬場143	0967-42-1111	0967-42-1122
	小国町	小国町宮原1567-1	0967-46-2111	0967-46-2368

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

年 月 日 時 分

日 田 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 日田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地（北緯 度 東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方	負傷者		全壊	半壊	
	(人)	不明者 (人)	重傷 (人)	負傷 (人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民 ・ 負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注4） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号 (第3条関係)

安否情報照会書

		年 月 日
日田市長 様		
申 請 者		
		住所(居所) _____
		氏 名 _____
<p>下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。</p>		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 (_____)
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	往 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 _____ その他 (_____)
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号 (第4条関係)

安否情報回答書

年 月 日		
様		
日 田 市 長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	往 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疫病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時間を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

自治会別人口及び世帯数

令和4年11月30日現在

町名	世帯	男	女	計
亀川町	398	453	461	914
日ノ隈町	231	290	308	598
中釣町	323	381	411	792
中ノ島町	138	120	152	272
堀田町	175	157	193	350
亀山町	55	60	47	107
本庄町	134	108	144	252
三隈町	54	48	52	100
大和町	108	92	110	202
(隈庄手計)	1,616	1,709	1,878	3,587

町名	世帯	男	女	計
川原町	101	106	116	222
若宮町	429	427	480	907
元町	117	106	131	237
南元町	385	389	443	832
本町1丁目	113	101	138	239
本町2丁目	83	89	97	186
東町1丁目	89	87	94	181
東町2丁目	195	171	207	378
中央通2丁目	101	96	93	189
中央通3丁目	100	93	106	199
(竹田計)	1,713	1,665	1,905	3,570

町名	世帯	男	女	計
中央通1丁目	317	327	393	720
三本松1丁目	329	344	387	731
三本松2丁目	144	132	148	280
三本松新町	291	317	359	676
淡窓町	365	379	412	791
中城町	269	249	279	528
港町	273	305	314	619
丸の内町	353	355	455	810
豆田第1	93	82	102	184
豆田第2	52	45	62	107
(咸宜計)	2,486	2,535	2,911	5,446

町名	世帯	男	女	計
城町1丁目	315	285	357	642
城町2丁目	242	248	252	500
上城内町	558	636	704	1,340
丸山1丁目	170	165	181	346
丸山2丁目	295	307	341	648
城内新町	444	395	498	893
(桂林計)	2,024	2,036	2,333	4,369

町名	世帯	男	女	計
田島1丁目	525	522	571	1,093
田島2丁目	360	350	385	735
田島3丁目	103	127	136	263
田島本町	175	179	193	372
田島町	485	479	523	1,002
(田島計)	1,648	1,657	1,808	3,465

町名	世帯	男	女	計
刃連町	725	792	901	1,693
下井手町	293	338	369	707
三芳小淵町	234	272	279	551
大部町	101	100	111	211
桃山町	193	150	208	358
小ヶ瀬町	65	76	69	145
日高町	280	304	351	655
神来町	150	132	172	304
求町	72	82	98	180
古金町	188	232	240	472
(三芳計)	2,301	2,478	2,798	5,276

町名	世帯	男	女	計
日の出町	399	346	448	794
清岸寺町	490	657	665	1,322
吹上町	379	419	460	879
玉川町	329	320	385	705
玉川3丁目	561	638	668	1,306
新治町	379	438	441	879
南友田町	607	701	795	1,496
北友田1丁目	314	367	393	760
北友田2丁目	107	122	152	274
北友田3丁目	97	99	114	213
(光岡計)	3,662	4,107	4,521	8,628

町名	世帯	男	女	計
高瀬本町	259	290	325	615
大宮町	147	153	179	332
琴平町	95	128	130	258
八幡町	31	36	31	67
誠和町	267	296	310	606
銭淵町	258	318	299	617
京町	119	112	111	223
大日町	70	79	78	157
南部町	30	26	34	60
串川町1丁目	21	20	23	43
串川町2丁目	15	20	22	42
上野町	249	293	306	599
(高瀬計)	1,561	1,771	1,848	3,619

町名	世帯	男	女	計
小迫町	137	164	196	360
朝日町	141	176	189	365
二串町	55	57	59	116
君迫町	51	56	67	123
山田町	73	86	97	183
朝日ヶ丘	274	264	322	586
(朝日計)	731	803	930	1,733

町名	世帯	男	女	計
天神町	406	426	475	901
清水町	656	800	826	1,626
財津町	343	425	470	895
藤山町	130	150	148	298
秋原町	71	85	86	171
市ノ瀬町	88	97	94	191
伏木町	77	76	92	168
小河内町	0	0	0	0
三和団地	130	93	145	238
(三花計)	1,901	2,152	2,336	4,488

町名	世帯	男	女	計
上手町	264	317	321	638
坂井町	163	207	216	423
三ノ宮町1丁目	67	92	79	171
三ノ宮町2丁目	21	32	30	62
石松町	95	104	115	219
尾当町	36	46	46	92
有田町	153	186	184	370
三池町	131	154	153	307
中尾町	72	104	108	212
水目町	56	50	54	104
秋山町	29	26	25	51
あやめ台	93	134	145	279
(西有田計)	1,180	1,452	1,476	2,928

町名	世帯	男	女	計
池辺町	51	75	73	148
松野町	29	43	48	91
諸留町	180	222	241	463
上諸留町	70	83	85	168
月出町	56	62	70	132
羽田町	64	83	94	177
日の本町	50	58	58	116
岩見町	61	62	67	129
東羽田町	38	36	47	83
(東有田計)	599	724	783	1,507

町名	世帯	男	女	計
三河町	77	91	80	171
鈴連町	98	99	111	210
殿町	66	78	69	147
源栄町	47	60	65	125
(小野計)	288	328	325	653

町名	世帯	男	女	計
鶴城町	36	38	38	76
鶴河内町	72	90	87	177
上宮町	31	34	40	74
大鶴本町	98	102	112	214
大肥町	81	79	84	163
大鶴町	121	143	157	300
大肥本町	71	85	87	172
(大鶴計)	510	571	605	1,176

町名	世帯	男	女	計
夜明上町	134	143	137	280
夜明中町	114	116	164	280
夜明関町	86	102	116	218
(夜明計)	334	361	417	778

町名	世帯	男	女	計
石井町1丁目	255	226	277	503
石井町2丁目	294	337	361	698
石井町3丁目	242	233	237	470
高井町	50	51	48	99
内河町	165	177	208	385
小山町	53	49	39	88
緑町1丁目	38	35	49	84
緑町2丁目	30	28	26	54
(五和計)	1,127	1,136	1,245	2,381

町名	世帯	男	女	計
柚木	13	13	14	27
出野	70	84	82	166
大野	152	187	194	381
赤石	138	150	151	301
(前津江計)	373	434	441	875

町名	世帯	男	女	計
野田	79	94	83	177
川辺	134	141	146	287
丸蔵	56	46	48	94
鯛生	48	45	36	81
(中津江計)	317	326	313	639

町名	世帯	男	女	計
川原	93	83	97	180
都留	70	72	75	147
上野田	109	101	120	221
雉谷	67	65	51	116
(上津江計)	339	321	343	664

町名	世帯	男	女	計
おおやま北部	76	74	91	165
おおやま中央	250	311	323	634
おおやま老松	108	121	120	241
おおやま西峰	64	98	102	200
おおやま都築	108	129	136	265
おおやま烏宿	103	123	139	262
おおやま清流	167	199	224	423
おおやま南部	57	65	69	134
(大山計)	933	1,120	1,204	2,324

町名	世帯	男	女	計
女子畑	206	217	271	488
丸山西	104	123	109	232
丸山東	84	76	102	178
湯山	72	64	70	134
桜竹1	91	97	110	207
桜竹2	85	78	86	164
赤岩	123	137	124	261
馬原1	110	133	138	271
馬原2	96	130	137	267
馬原3	100	119	133	252
出口	183	214	220	434
塚田	112	117	122	239
本城	122	111	120	231
五馬市東	135	124	141	265
五馬市西	108	112	118	230
敬天荘	61	5	56	61
喜楽苑	83	15	68	83
(天瀬計)	1,875	1,872	2,125	3,997

	世帯	男	女	計
合計	27,518	29,558	32,545	62,103

※世帯数、男女の人口数は、外国人を含む数字